

## 組合員・利用者本位の業務運営に関する取組方針

私たちJAとうとが目指すのは、「食」「農」「暮らし」を基軸に、豊かで暮らしやすい地域社会の実現に貢献していくこと。東濃3市の歴史や文化、そして自然に彩られたこの地域に根ざし、組合員の方々、地域利用者の方々にとって「一番身近で頼りになる」存在でありたいと願っています。

貯金、ローン、年金、資産運用など、暮らしを支える多彩な金融サービスの提供と、JAの理念である「相互扶助」の精神にもとづき、「ひと・いえ・くるまの総合保障」の提供を通じて、お一人おひとりのライフプランに適したご提案をするため、以下の取組方針を制定いたしました。

今後、本方針に基づく取組みの状況を定期的に公表するとともに、より組合員・利用者本位の業務運営を実現するための本方針を必要に応じて見直ししてまいります。

注) 共済事業は、当組合と全国共済農業協同組合連合会(以下、JA共済連)が、共同で事業運営しております。JA共済連の「組合員・利用者本位の業務運営に関する取組方針等」は、JA共済連のホームページをご参照ください。原則6(注6、7)

### 1. 組合員・利用者への最適な金融商品、共済仕組み・サービスの提供

#### (1) 金融商品

組合員・利用者の皆さまに提供する金融商品は、特定の投資運用会社に偏ることはありません。皆さまのニーズと選びやすさを考慮して一定の商品数に絞った「JAバンクセレクトファンド」をご用意しております。商品選定にあたっては外部有識者の知見も踏まえ検討しており、定期的な各商品のモニタリングも行っております。

また、当該商品を組成する投資運用会社については、プロダクトガバナンスの実効性が確保されていることを確認のうえ選定するとともに、製販全体で組合員・利用者の皆さまの最善の利益を実現するため、JAバンク全体として金融商品を購入した組合員・利用者の皆さまの属性および販売状況に関する情報等を投資運用会社に提供するなど情報連携を行います。

なお、当組合は、金融商品の組成に携わっておりません。

【原則2 本文および(注)、原則3(注)、原則6本文および(注2、3、6、7)、補充原則1~5本文および(注)】

※「原則」は「顧客本位の運営に関する原則」(2024年9月26日改訂 金融庁)による。以下同じ

#### (2) 共済仕組み・サービス

組合員・利用者の皆さまを取巻く様々なリスク分析や、皆さまとの対話を通じて、ご意向と実情に沿った共済仕組み・サービスを提供します。またご加入後も定期的に皆さまのご契約内容の確認等を実施し、利便性の向上を実現してまいります。

なお、当組合は、市場リスクを有する共済仕組み（例：外貨建て共済）は提供しておりません。

【原則 2 本文および（注）、原則 3（注）、原則 6 本文および（注 2、3）、補充原則 1～5 本文および（注）】

## 2. 組合員・利用者本位のご提案と情報提供

### (1) 金融商品のご提案と情報提供

- ①組合員・利用者の皆さまの金融知識・経験・財産、ニーズや目的に合わせるために、スタイル診断シートやセレクトファンドマップなどを活用して、皆さまにふさわしい商品をご提案し、属性・適合性を判断したうえで販売いたします。
- ②商品の提案にあたっては重要な情報について、簡単な用語や表現を用い IT ツールを活用して、投資経験の少ない場合にも分かりやすくご説明し、納得していただけるようにしてまいります。
- ③皆さまの投資判断に資するように、各種手数料に関する情報提供については目論見書や契約締結前交付書面の説明などを通じて透明性を向上させてまいります。
- ④70 歳以上の皆さまには、原則として家族等の同席を求め、事前に管理者による商品の理解度を確認しながら説明します。

【原則 2 本文および（注）、原則 4、原則 5 本文および（注 1～5）、原則 6 本文および（注 1、2、3、4、5）】

### (2) 共済仕組みのご提案と情報提供

- ①共済仕組みの提案にあたっては、公的保険制度の情報提供を行い、一人ひとりの加入目的・ライフプランに応じた最適な保障・サービスを提案いたします。
- ②共済仕組みの加入にあたっては、必ず皆さまの意向・加入目的を把握・確認させていただきます。また、ご加入いただく契約内容をご理解・ご納得いただけるよう、重要事項説明（契約概要・注意喚起事項）を実施いたします。
- ③なお、保障の加入にあたり、共済掛金以外に負担いただく手数料等はありません。
- ④特にご高齢の皆さまには、原則としてご家族等の同席を求め、ご家族も含めて十分ご納得、ご満足いただけるよう、きめ細やかな対応を行います。

【原則 2 本文および（注）、原則 4、原則 5 本文および（注 1～5）、原則 6 本文および（注 1、2、4、5）】

## 3. 利益相反の適切な管理

- (1) 組合員・利用者の皆さまへの金融商品・共済仕組みの選定や情報提供にあたり、皆さまの利益を不当に害することがないように、「利益相反管理方針」に基づき適切に管理します。

【原則 3 本文および（注）】

- (2) 担当者が手数料の高い商品を販売しても、人事評価に影響は与えません。よって、自らの評価のために手数料の高い商品を皆さまのご意向に反して提案することはありません。

【原則 3 本文および（注）】

#### 4. 人材の育成と態勢の構築

- (1) 研修による指導や資格取得の推奨を通じて高度な専門性を有し誠実・公正な業務を行うことができる人材を育成し、組合員・利用者本位の業務運営を実現するための態勢を構築します。

【原則2 本文および(注)、原則6(注5)、原則7本文および(注)】

- (2) 組合員・利用者本位の姿勢を徹底するとともに、専門知識の水準を向上させ、幅広い提案のできる人材を育成するための研修体制を充実させてまいります。

【原則2 本文および(注)、原則6(注5)、原則7本文および(注)】

- (3) 取得を推奨する資格

①金融事業

- ・証券外務員資格(内部管理責任者資格、第一種証券外務員資格)
- ・銀行業務検定資格 法務3級

②共済事業

- ・共済連の主催する推進担当者認証制度
- ・共済連の主催するライフアドバイザー認証資格
- ・共済連の主催するスマイルサポーター認証資格

③金融・共済共通

- ・2級ファイナンシャル・プランニング技能士資格

【原則2 本文および(注)、原則6(注5)、原則7本文および(注)】

#### 5. 組合員・利用者の皆さまの利便性の向上

- (1) 電話や訪問等により商品・サービスの説明をさせて頂く時間帯・場所等については、皆さまのご希望に沿うように努めます。

【原則2 本文および(注)】

- (2) 当組合は、皆さまからいただいた「声(お問合せ・ご相談・ご要望・苦情など)」を誠実に受け止め、業務改善に努めます。

【原則2 本文および(注)】